

平成23年11月25日

ボーイスカウト県内各団

団委員長様

日本ボーイスカウト岡山連盟

事務局長 今田 惇治

第13回韓国ジャンボリーの参加について

このことについて、日本連盟が別紙「派遣員募集要項」のとおり参加するスカウト・指導者の派遣員を募集していますので、団内に周知されますようお願いいたします。

なお、提出書類の「海外派遣参加申込書」・「海外派遣参加健康調査書」はボーイスカウト日本連盟のホームページからダウンロードして下さい。

韓国スカウト連盟90周年記念
第13回韓国ジャンボリー派遣 派遣員募集要項

韓国スカウト連盟創立90周年を記念して、大韓民国江原道・固城群で開催される第13回韓国ジャンボリー大会に参加し、会場内外で行われる各種プログラムを体験し、日常のスカウト活動を通じて体得した知識・技能・精神を一層高めると共に、参加外国スカウトとの親善交歓により、国際理解と友情を深める。

名称： 第13回韓国ジャンボリー派遣
期間： 平成24年7月31日（火）～8月8日（水）7日間
場所： 大韓民国江原道（カンウォン）
固城群（コソン）・雪岳山（ソラクサン）
人員： スカウト180人 指導者・IST20人 計200人
経費： 参加者負担金は、1人あたり約12万円が見込まれる。



経費の内訳は、往復航空運賃約7万円（平成23年11月現在、同時期の東京発着エコミークラス正規割引航空運賃参考）、大会参加費約2万円、準備訓練・派遣国内移動・支給品経費約3万円が見込まれている。ただし派遣期間中の小遣いは参加者負担金には含まれない。最終的な参加者負担金は航空運賃等の調整が行われた後に定められる。

日程（予定）：※日程は韓国連盟との調整により変更になることがあります。

平成24年7月31日（火）準備訓練を行う
8月1日（水）準備訓練・結団式・壮行会
8月2日（木）空路韓国に向かい、固城群の大会会場にてキャンプイン
| 第13回韓国ジャンボリー大会に参加
8月8日（水）キャンプアウト
8月9日（木）航空機にて帰国の途につく
※ ISTは7月31日に出発する。（出発直前または事前にIST準備訓練を行う）

応募資格： 応募者は、次の各項を満たしていること。

<スカウト>

- ① 平成24年8月2日時点で、中学2年生以上のボーイスカウトおよび17才以下のベンチャースカウト
- ② 平成22年度から継続して登録している者
- ③ 応募時点において、ボーイは1級章以上、ベンチャーはベンチャー章（またはボーイ時に1級章）以上を取得している者
- ④ 心身ともに健康で、長期の海外派遣に耐える体力があり、かつ、派遣団員としての行動がとれる者

<国際サービスチーム員（IST）>

- ① 大会開催時に満18歳以上（26歳未満が望ましい）の指導者またはベンチャースカウト、ローバースカウト（英語で業務ができる者）
- ② 平成22年度から継続して登録があり、応募時点でウッドバッジ研修所修了以上の指導者研修歴を持つ者（ベンチャースカウトを除く）

- ③ 心身ともに健康で、長期の海外派遣に耐える体力があり、国際サービスチーム員の業務を担当するに適した語学力・技能・経験と人柄を有する者

<指導者>

- ① 平成24年8月2日時点で満20歳以上の指導者
② 平成22年度から継続して登録があり、応募時点でウッドバッジ研修所を修了している者
③ 心身ともに健康で、長途の海外派遣に耐える体力があり、日常会話以上の英語力がある者
④ 派遣団・隊指導者としての役務を果たし、またスカウトを指導するに適した経験と人柄を有する者

参加申し込み

- (1) 上記の資格を有する参加希望者は必要書類を整え、所属隊・団・地区の推薦をうけ、所属県連盟の指定する期日までに所属県連盟に申し込む。
(2) 県連盟は、申込者を選考（面接を含む）の上、日本連盟に必要書類（指導者・スカウト別海外派遣参加申込書、健康調査書、県連盟面接結果通知書、いずれも所定の書式、各一通）を添え、推薦する。
2人以上を推薦するときは、県連盟推薦順位をつける。
(3) 県連盟から日本連盟への申し込みは、次の必要書類を添え平成24年4月5日（木）までに行う。

提出書類

- (1) 海外派遣参加申込書（スカウト・指導者別の所定の用紙） 1通
(2) 海外派遣参加健康調査書（所定の用紙） 1通
(3) 県連盟面接結果通知書 1通

日本連盟の選考

書類選考を行う。

申込期日およびその他の期日

県連盟への申し込み	県連盟の定める日
日本連盟への推薦	平成24年 3月 25日（月）
派遣員の内定	平成24年 4月 5日（木）
	平成24年 4月下旬

派遣員準備訓練

出発までに2泊3日の準備訓練を行う。

その他

- (1) 女子スカウトの参加
女子スカウトの参加については、女性指導者の引率が必要となる。
(2) 派遣の延期または中止
以下の様な場合には、当該派遣が延期または中止されることがある。
・外務省による、渡航先国または地域への渡航延期勧告または危険情報の発出等
・同、SARS・鳥インフルエンザ等の感染症情報の発出等
・その他、派遣実施に支障があると判断された場合

以上